

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区麹町4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079

振替 東京0-58431 完全東京労働会社 329915

購読料 月額300円 6カ月前納制

△もくじ▽

■七八国民春闘への提言②■

去るも地獄・残るも地獄 2

明瞭となった「中期経済政策」・ 3

「社会主義の構想」の誤り

— 第四二回社会党大会を傍聴して —

社会党の路線に忠実なのはだれか? 6

— 社会党福島県本問題について —

「青少年対策」方針には付帯条件 8

— 組織・財政・機関紙小委員会傍聴記 —

「社会党」中期経済政策(第一次試案)批判 11

の批判に答う(一)

旬刊 社会通信

NO.16

一九七八年四月一日

一九七八年四月一日発行

(毎月一日・二日・二日三回発行)

■ 七八国民春闘への提言② ■

去るも地獄・残るも地獄

若い諸君にはなじみのうすいことばかもしれないが、年輩者なら『去るも地獄・残るも地獄』ということばが、あの歴史的な三池闘争当時（一九六〇年）の闘争スローガンであったことをおぼえているはずである。

それは第一に、三池労組一万五、〇〇〇名中の一、二〇〇余名が職場闘争の「やりすぎ」を口実にした指名解雇を強要されている事態にたいして、この闘いは、炭鉱（ヤマ）を追われる被解雇者のためのものではなく、残される組合員にとっても地獄行きだからやるのだ、ということ。

第二に、同時に今のところは三池だけがねらわれているが、大々的な政府・独占側のエネルギー革命説」や「石炭斜陽論」のキャンペーンにみるとおり、まさに炭鉱労働者全体の命運をかけた闘いなのだ、ということ。

第三に、いわゆる「五五年体制」すなわち国家独占資本主義確立をめざす生産性向上運動の導入→高度成長、二大政党論による自由党づくり、安保改訂を急ぐなどの敵のかまえからして、今は炭鉱労働者に集中されている攻撃（資本主義的合理化）だが、本質的には全労働者の闘いとしてかまえるべきだ、ということ。

つまり、六〇年闘争「安保・三池」における総評運動には、企業内闘争をのりこえた産業別闘争および全労働者の・階級的視点に立った真剣な指導があった、ということである。もちろん、それはその土台として三池労働者の家族ぐるみによる職場・地域の闘争体制があったからである。

三池の労働者たちに聞くところだが、彼らは早くから、たとえば「労働組合の絶対的任務は組合員のクビを守ることだ」、「クビ切りが出されてからスクラムを組むのはおそい」、「経営のあなたまかせはごめんだ」というようなスローガンを、闘いの都度つぎつぎと掲げて来ているのである。

『去るも地獄・残るも地獄』は、したがって学習・職場闘争・生活革命などを真剣に追求してきた三池労働者・家族たちのいわば集約指標だといえるかもしれないのである。

ところで、この小提言その一でのべた「七八春闘」をめぐる情勢、つまり一千万人以上の失業・半失業者が存在しているなかへの四〇〇万人の過剰雇用云々という事態にたいして、いったいどのようなかまえが全労働者側にあるのだろうか、大衆が納得できるだけの指導がどのように生々として拡がりつつあるといえるのだろうか。

最近、党および労働組合の現情について岩井章氏が「ことばはきついかもしれんが、総括なき転換といえるような事態はぜひ改善されねば云々」とかたっていた。

われわれは、ハラのすわらぬままで「雇用」について語るのをやめ、せめて高度成長長期の闘いの総括をし、階級的視点で本格的な反失業闘争の組み上げに全力をあげよう。

（真鍋重雄）

明瞭となった「中期経済政策」・「社会主義の構想」の誤り

—— 第四二回社会党大会を傍聴して ——

第四二回社会党大会には、討議資料として「中期経済政策（第一次試案）」が配布され、当初その一部を構成していた大内力氏の手による「社会主義の構想」には、参考文書として同一パンフに収録され、提出された。

大会二日目の政策小委員会においては、党員でない大内力氏が参考人として出席し、「社会主義の構想」に関して、代議員の質問に答えるという、前例のない大会運営がなされた。

大内氏の答弁によって、氏らの「社会主義の構想」がどのようなものであるかが、いっそう明瞭となった。大内氏は、マルクスが、土地や資本は買収できればいざばんよいとしばしば語った、とエンゲルスが書いていることを根拠にして、暴力的に収奪するのはレーニズム、スターリニズムであり、マルクス主義に生産手段の収奪という觀念が含まれているとは考えていないと述べた。氏は、土地を買収するには数百兆円、資本を買収するには何千兆円もの金がかかるから不可能であり、所有権にはふれないで、規制を強めて管理することににより、所有権を眠らせてゆくべきであると述べ、所有権の作用を眠らせる、あるいは無くしていくことによって事実上社会主義に移行することが、平和革命の唯一の方法であるとして、民主的手段による所有権の解消を強調した。

マルクシズムの曲解にもとづくこのような「理論」が、独占資本の大いなる歓迎を受けることは当然である。各新聞紙は大きくとりあげている。たとえば、三月一七日の読売新聞は、社説で、「大内氏と執行部は、社会党は綱領で暴力革命を否定している。暴力革命なら土地や生産手段を強権で国有化できるが、民主主義的手段で国有化を進める場合は、恐らく数千兆円もの対価を必要とする。そんなことは不可能であり、労働者、農民が職場での発言権や責任を強め、経営へ参加し、自主管理で所有権を眠らせて行く……そのプロセスが大事なのだと強調した」と述べている。

こうして、大内氏や党の一部幹部の頭脳においては、独占資本を国有化しない社会主義、所有権を眠らせる社会主義、生産手段の共有者にならずとも「労働力の商品化の廃絶」ができる社会主義として、「自主管理社会主義」の構想が、「マルクスに依拠して」描かれるというのである。所有権を眠らせて行くためには、経営参加を今から積極的に推進していくべきであるというのである。（民社・同盟路線とどう違うのであろうか）。

大内氏がマルクスのなかのよりどころとしているのは、『フランスとドイツの農民の問題』（エンゲルス）の次の一節であると思われる。

「わが党が国家権力をにぎるやいなや、党は、大地主を、工業の工場主とまったくおなじように、さっさと収奪しなければならぬ。この収奪が有償でおこなわれるか、無償でおこなわれるかは、大部分、われわれにはよらずわれわれが権力をにぎったときの事情と、とくにまた大地主諸君自身の態度にかかるところである。補償というものは、どんな事情のもとでも許されるべきことではない、などとほけつて考えていない。げんにマルクスは私に——いかにしばしば——かれの見解としてこう語ったものである。

もし、この一党をそっくりそのまま買いとることができれば、われわれはいちばん安上がりでやれるんだが、と。」（新潮社版マルクス・エンゲルス選集九巻、二〇三頁）

大内氏は筆者が傍点を付したこの節の肝心な前半部分を完全に無視しているか、少しも理解できない。マルクスとエンゲルスは、国家権力をにぎるやいなや、大土地所有や大企業を、「さっさと収奪しなければならぬ」と考えている。大内氏の所有権にはふれないで、眠らせて行くなどという理論とは一八〇度ことなっている。マルクスとエンゲルスは「この収奪が有償でおこなわれるか、無償でおこなわれるかは、大部分、われわれによらず、われわれが権力をにぎったときの事情と、とくにまた大地主諸君自身の態度にかかることであろう」と考えている。武力革命なら無償、平和革命なら有償だなどと単純に考えていたわけではない。

エンゲルスは同じ論文の前の部分で、「われわれが国家権力をにぎったときは、大地主を収奪しなければならないが、それとおなじく小農をも暴力的に収奪する（有償でも無償でもおなじこと）というようなことは、考えられない。小農にたいするわれわれの使命は、なによりもまず、力づくではなく、実例と、この目的にかなった社会的援助をさしおけることによつて、小農の私的経営と私的所有とを、協同組合的なものにみちびきいれることである」（同上、一九九頁）と述べている。独占資本と小資本の関係についても同様なことがいえるであろう。

重要なことは、マルクスもエンゲルスも、大内氏とはことなり、労働者階級が国家権力をにぎつて、大資本や大地主を収奪しなくてはならないと考えていたことである。マルクスもエンゲルスも、この文が示すように、有償、無償を問わず生産手段の所有権を奪うことを収奪と規定しており、有償であれ、無償であれ、収奪にはなんらかの力が必要であると考えている。一定の補償をする場合であれ、大資本をことごとく収奪するには、労働者階級の組織された力とそれに支えられた国家権力がなくては不可能である。

二

現在の日本では、戦後の農地改革により、山林地主を除いて農民には大地主がなくなっている。主たる大土地所有は、他の生産手段とともに、独占資本にある。独占資本を収奪せずして搾取をなくし社会主義的計画経済を実現することは絶対にできないが、日本の農民のなかで圧倒的多数を占める自作農としての小農にたいしては、われわれの使命がまったく異なることは、エンゲルスの教えているとおりである。同様な配慮は、みずから勤労する小企業家にたいしても必要であろう。

将来の日本で、「われわれが権力をにぎったときの事情と、とくにまた」資本家「諸君自身の態度に」よつて、もし有償で収奪することになったとしても、大・中・小さきまの資本家にたいし、すべてその生産手段の市場価格や株の市場価格で支払う必要はない。資本とひきかえに永久国債を供与して、利子のみを支払うような方法においてさえ、期間と利子率は、その時の条件によつてさまざまに設定されうる。

独占的大資本にたいして、何千兆円もの多額の支払いをする必要はない。その収奪のために、勤労国民がもう一度多額の税金を搾取される必要はない。

「単純再生産においてさえも、すべての前貸資本は、元来はいかにして獲得されたか

にはかかわりなく、蓄積された資本、または資本化された剰余価値に転化される。しかし生産の流れにおいては、一般に最初に前貸しされたすべての資本は、直接に蓄積された資本に比すれば、すなわち、現在は蓄積した人の手において機能しつつあるか他の人の手において機能しつつあるかを問わず、資本に再転化された剰余価値または剰余生産物に比すれば、極微の大きさ（数学的意味における無限小）となる。（マルクス『資本論』岩波文庫（三）、一三六―七頁）。

今日の独占資本は、労働者から「無償で獲得された剰余価値の総額を代表するにすぎない。彼のもとの資本の価値分子は、少しも存続していないのである」。『他人の不払労働の体化物となるのである』（同上、一〇八頁）。今日の独占資本には、労働者からだけでなく、農民や小経営者から、独占利潤、インフレ、税金として搾取された価値や、直接に収奪された土地や資本が含まれている。

つまり独占資本は、労働者をはじめとした勤労国民から無償で獲得された価値であり、不払労働の体化物なのであって、これを収奪して、労働者をはじめとする勤労国民の共有物に転化するということは、本来の正当な所有者の手にとり戻すことであり、これに金を支払う必要性は科学的には少しもないのである。

独占資本を収奪し、労働者階級がその所有者にならずして、「労働力の商品化の廃絶」も、労働者階級の真の解放も、社会主義建設もありえない。

「賃金の高低ということは、労働者階級の経済的転落における決定的な要素では決していない。この転落は、労働者階級が、その労働に対して労働生産物の全部を受けとる代りに、賃金とよばれるこの生産物の一部分で満足しなければならないという事実によるものである。資本家は、労働手段の所有者であるという理由で、全生産物を自分のポケットに入れる（そして、その中から労働者に支払うのだ）。それだから、労働者階級は、あらゆる労働手段——土地、原料、機械等——の所有者となり、またそのことによって、彼ら自身の労働の全生産物の所有者とならない限り、労働者階級の真の解放はありえないのである」（マルクス・エンゲルス選集八巻、一〇三―四頁）。

三

「中期経済政策（第一次試案）」は、参考文書「社会主義の構想」とできあわせて、下部討議に付され、第二部（各編）、第三部（計量化作業）も作成されて、党各級機関の討議、諸団体からの意見聴取をふまえて、完成されることとなっている。「社会主義の構想」は、新たに設定される社会主義理論センターにおいても討議を続けることとなっている。

いずれにせよ、このような「社会主義の構想」によって、せっかく党内に根づき始めた科学的社会主義の路線が破壊してしまうようなことは許されない。支部、総支部、県本部段階における徹底的な討論と、意見書の提出が必要となっている。

（大内 敬）

社会党の路線に忠実なのはだれか？

——社会党福島県本問題について——

反社会党を旗じるしとする新党結成ともいうべき、八百板正氏を中心とする一部社会党員の分裂策動の本質について、本誌第一〇号で明らかにしました。その後彼らは、多くの党員や支持者の、統一と団結回復の要請をふりきって、ますます社会党攻撃を強め、同時に反労働者の立場を鮮明にして、自民党に加担しています。

ここに、彼らの反社会党、反労働者の言動のいくつかを報告します。

委員長公選をボイコット

彼らは、社会党再生のスタートをきる委員長公選をボイコット、彼らの主張する党改革は党破壊でしかないとを如実に証明しました。彼らは、党県本部や総支部の「公選にはぜひ参加してほしい」という再三・再四にわたる説得を拒否、そればかりか投票しようとする党員（新党に走った党員の多くはウソとデマ、おどかしによって加わった人たちで、まさに公選まで拒否し社会党と敵対するとは思ってもいなかったようです）にたいして「組織の決定だ」と力づくで投票を妨害する始末です。

飛鳥田委員長を先頭とする全国の党員の党建設に反対し、社会党を支持する多くの勤労国民の期待をうらぎったのです。

にもかかわらず、福島県本部の公選結果は全国平均の成績（党員の八三％が投票、八〇％が信任）をあげました。この結果は、県本部の組織体制が健全であることを証明、多くの党員に自信と確信を与えました（もっとも脱落党員は全体の一〇％にも満たないのですから当然といえば当然の結果ですが）。

三月県議会で反労働者の立場をうちだす

三月県会の最大の焦点は、憲法に反し少年法改悪の県内版ともいうべき「県青少年条例制定」問題でした。社会党、県労協、県教組、県護憲をはじめ、県内のすべての民主団体と労働組合は、条例案に反対してたたかいたちあがりました。

「青少年非行は警察のとりしまりによってはなくならない、教育の民主化と社会環境の浄化こそが解決の道だ」との立場にたって出版、言論、結社の自由を制限し、労働運動封じこめの危険性をもつ条例制定のとりやめをもとめて、一〇万人署名運動をとりくみ、議会内でも罰則条項の白紙撤回と県民の基本的人権の制限のとりやめをもとめてたたかいました。

しかし、彼らは「県警本部長も民主的に運用するといってる」、「罰則規制がなくては意味がない」、「青少年ではなく大人を罰するのだから」、「条例案にはよい面とわるい面がある」と提案をうのみにした態度でのぞみ、県当局の条例制定に加担、政治反動化の

先兵としての役割を演じました。

くわえて彼らは高校生水死事故控訴問題（引率教師の過失責任だとして、教育労働者弾圧の口実を与える第一審判決にたいする態度）でも社会党県議団と真向から対立、県教組の要求をふみにじる立場にたちました。なんとおどろくべき態度でしょう。これが、第二組合や民社党や社民連同様の分裂主義的うらぎり行動でなくてなんでしょうか。

町議選でも社会党攻撃に終始

そればかりか彼らは、二月末にたたかわれた田村郡小野町議選でも、社会党攻撃に全力を注ぎました。社会党の前進で町政民主化をのぞむ多くの党を支持する町民に敵対、党公認候補にたいして立候補をやめるようおどかしました。これが通じないと知ると彼らは公示直前に保守系候補をかつぎだし、社会党攻撃一本やりで、党と労働者の運動を分断、自民党支配に手をかしたのです。

しかし、田村郡の社会党と党を支持する多くの仲間、彼らの妨害にも屈せず、よりいっそう、社会党強化のためにたちあがっています。

党中央の統一のための指導も拒否

そして彼らは、「一日も早く統一と団結を回復してほしい」という県労協や労働組合の要請と、党中央の指導を拒否しています。党中央本部は、全国大会を前にして飛鳥田委員長を先頭に統一実現の努力をはらいました。しかし彼らは「いまの状態がもっともこのましい。中央は当面のあいだ手をだすな」と拒否、党の団結をのぞむ全国の党員と支持者の期待をふみにじっています。

それだけでなく、彼らは党改革方針（九月全国大会決定）をも認めようとせず、全面的な社会主義協会排除の立場に固執、社会党の方針すら受けいれようとしません（県本部は、中央指導 Ⅱ 一月二二日時点（「分裂」時）の党員の統一であり、その代表者の話し合いをはじめること、党改革は中央方針をもとに県内の課題を具体化すること Ⅱ をうけいれ、いつでも話しあいのテーブルにつこうとしているが、彼らは全面的に拒否している）。これで「社会党」だなんていえるでしょうか。社民連同様の社会党破壊を主たる任務とする小ブルジョア新党でなくてなんでしょうか。

このように彼らは、ますます社会党と勤労県民に敵対、はたらく者に無縁な改良主義への道を転落しています。

社会党を支持する多くの勤労県民は、これら悪質な分裂攻撃にもめげず、社会党とは何かを認識する反面教師としてうけとめ、党とともに反自民のたたかいたちあがってきています。

「青少年対策」方針には付帯条件

——組織・財政・機関紙小委員会傍聴記——

大会の焦点のうち、「百万人の党づくり」と「青年対策」はこの小委員会で集中的に討論された。

したがって、党「改革」をへた党内の問題点も、またこの小委員会の討論のなかで、くつきりとうかび上ったといっても過言ではない。この二つの問題を中心に、小委員会の討論を報告したい。

一、党建設の歴史を公然と否定する組織局長の意見

まず百万人の党建設の問題については、前日の全体会議での組織局長答弁（百万の党づくりの提案は開かれた党づくりへの提起）をさらに具体化する中味でつぎのような提案がおこなわれた。

「一九五八年に党員の二重構造論が出されそれが否定されて以来、一九六四年の答申で党員資格にたいするきびしい条件がつけられた。一九六七年には組織綱領草案が出され一九六九年の党員再登録で五万から三万にへった。一九七〇年には党勢拡大五ヶ年計画が出されたが不成功に終わった。このように、きびしく党員像をえがき党員拡大を狙ってきて、そして失敗してきたという反省の上になつて百万人の党づくりが提起されている。しかしいままでの党員を核として党友を拡大するのか、教育体系の確立を前提に入党条件をかんわするのか、二つの意見があり、今後の検討課題である云々」

この提案の直前におこなわれた機関紙活動方針をめぐる討論では、組織局長の提案とはうらはらに、党員のねばり強い努力で機関紙が拡大し、手配り体制が確立したという報告が各地から出しあわれたばかりであった。たとえば「二人組をつくり七〇人の党員、社青同で手配り体制を確立した。」「新報もくばらん、会議にも出てこない。」「では党員とはいえない」（熊本・宮川代議員）。「一三万の都市で一、一〇〇部を八五名の参加で宅配をつくってきた。部数は倍加した。朝三〇分以内にくばれる体制になった。そして日刊化をひかえ党員拡大の必要性を痛感している」（宮崎・森代議員）。「党员中心に五人のグループをつくり学習と討論をかさねた結果、二、三年で倍加して現在一、二六〇部。宅配には党员六〇名、党员外四〇名が参加している」（鹿児島・有用代議員）

しかし、このような党員のねばり強い党勢拡大の努力は、組織局長の提案ではいっさい無視されたのである。

これにたいしては多くの代議員から当然のことだが批判的な意見が出された。
 「過去の党建設の経験をいっさい無視するのはおかしい。正しい総括が必要だ」(社青同)

「活動的な黨員をつくらなければ党はひろがらない。党が大衆斗争の先頭に立つことが必要だし、末端での活動の集約、総括をする機能かなければならない」(静岡)

このような、ごく当り前の、しかも貴重な意見も、あまり真剣に執行部にうけとめられたいとはいえない。組織局長はつぎのような答弁をおこなった。

「過去の答弁が全部ダメだといっているわけではないが、黨員がへってきたということをはげしく出したわけだ。もっと変ったやり方をしなければ五万人が四万人になる、ということをいっているのだ」、「百万人の党には賛成だが各論には反対ではいけない。大衆運動は基礎だがそれだけではいけない、云々」

このようなやりとりのなかで、しだいに明確になってきたことは、「百万人の党づくり」という組織方針が、かつて社青同にあらわれたような大衆化路線の焼直し版として一部の中執のなかでは考えられており、過去何年かの党建設の成果を一挙にくつがえそうという露骨な意図をもって利用されようとしているということであった。第一日目の全体会議のなかで「党改革はスタートしたばかりであり、実行は今からだ」と述べた右派議員がいたがまさに、社会党から社会主義政党としての組織実体を抜き去ろうという意図が露骨にあらわされた討論であった。

二、「一つの社青同」に批判続出

第一日目について、この日おこなわれた青少年局長の説明は、議案書に書かれていることと、ちがった意味をもたせたものであった。説明の要旨はつぎの通りであった。

「社青同運動は事実上二分していると認めている。社青同中央本部と全国協だ。だから全国協にも窓口を明けるという方針である。しかし、社青同が二つあることは認められないので、全国協を直ちに支持団体として認定することはしない。運動的交流をつづけるだけだ。青年の共闘運動については、総評青年協との歯車がずれているので青少年局が前面に出て修復したい(共闘を継承するかどうかはいえないが発展させたい)。革労協を名のる者とは相入れないが、今日まで党内にいる一部の者が革労協当時のままの組織であるかどうか、わからない。だから事実があればデータや資料を出して説明してくれ。選別方式はとらぬ方がいい」

これにたいして討論は主に、①全国協を社青同の一部とみるか否か、②極左排除を明確にする必要があること、③共闘の積極的継続が必要なこと、の三点を中心に意見が積極的に出された。

全国協については、「彼らは社青同からの脱落ではないか。歴史を止しくみよ」(北海

道)、「彼らは政党支持の自由を公言し運動化してきた。その主張がどう自己批判されているか。社青同としては彼らが社青同の綱領と規約を認め加盟を提出すれば当然審査の上加盟をみとめるだろう。しかし合併はありえない」(社青同)、「二分しているといつてもどこが二分しているか調査したか。社青同中心に運動がのびている」(広島、宮崎)などの意見が出された。

また福岡県本からは全国協をふくめた青年五者共闘が成功しているという発言もあったが、青少年局長の答弁をふくめて全国協の運動の中味が社青同といえるものであるかどうか、という肝心な点については、ついに何の反論も説明もきかれなかった。

革労協排除についても青少年局長は「甘いといわれるかもしれないが甘くない」などとまったく不まじめな答弁をくりかえした。

青年共闘運動についても、従来の運動の発展を何ら評価できず、方針をアイマイにしたまま時間切れを待つというやり方であった。

このような方針と答弁に多くの小委員は納得できず、「青少年対策」の部分の採決を強く迫った。議長も討論の経過からみてそれが当然として採決に移ろうとしたが、執行部が強引に介入し、個別の採決中止をせまった(これはまったく不当なことであろう)。

事態の円満解決を願った議長(小委員長)は「この討論をきいて皆さんの意見は青少年局長の胸にひびいたと思う。新しい青対方針は社青同と十分協議の上、慎重にすすめるという条件をつけて承認願いたい」と、とくに発言し、小委員会は不満ながら組織方針の一括可決をおこなった。

三、実践をふまえた真剣な討論

—— 討論をふりかえって ——

党大会全体が沈滞と無気力を一部にみせたこととはウラハラに、この小委員会では実践をふまえた真剣な討論がくりひろげられた。

代議員構成の変更にもかかわらず、何よりも力強いものは実践の総括の上に立った理論闘争であることを、再び確認することができた。このような討論は財政方針についても、機関紙方針についても、組織方針と同様におこなわれた。しかし、その一方では一部中執のなおざりと聞き直った態度は、彼らの非常にセクト的な対応をきわだたせることになった。そして代議員のなかの良心的な人々の怒りをかきたてた。「青少年対策」方針の個別採択を、代議員の大多数が迫ったことも、その証明であった。今後とも党の基本路線をふまえた、まじめな実践の総括に立った理論闘争が強化されていくならば、党「改革」の結果を自らのセクト的利益に利用しようとする一部中執の態度は必ず全党の強い批判をうけざるをえなくなるであろう。そのようなことを実感させた小委員会の討論であった。

(宮本 博)

「社会党『中期経済政策』(第一次試案)批判」の批判に答う(一)

わが『社会通信』の「社会党『中期経済政策』(第一次試案)批判」(第一二・一三号)に、まことに奇妙な「反批判」があらわれた。頭も尾っぽもさっぱりわからないのである。これにはさすがの新聞記者諸君もビツクリ仰天したらしい。朝日新聞には「本格的な政策論議に入った一五日朝、会場内の報道陣の控室の机の上に「出所不明」の印刷物の束が。中期経済政策の第一次試案について、あるグループが批判的見解をまとめたのに対する『逆批判』がその内容。『批判者たちの主張は悪意に満ちた中傷』と激しく反論したものだ、文面だけではだれが書いたか分からない」(三月一六日朝刊)とある。

興味をそそられたのは朝日だけではなかったらしい。毎日新聞などはわが『社会通信』の批判を伝えるに、翌一七日の朝刊で「一六日付朝刊二面の『社会党中期経済政策』の記事中にある『社会通信』は、社会主義協会の情報誌ではありません」と、おことわりしなければならぬ有様なのだから……。

この「出所不明」の文書は、「社会党『中期経済政策』(第一次試案)批判(一)」(『社会通信』12、13)に対する批判(以下、『反批判』と略す)と称し、八点にわたってわれわれの批判を「反批判」し、やっつけた気持ちになっている。

ところが、この文書の執筆者たちは多少の知識をひけらかしてはいるが、社会主義についてはもちろんのこと、経済学についても小学生以下の理解力しかおもちでないことをみずから証明されているのだから、まったくおそれいった代物としかいようがない。こうした「反批判」の性格からいっても、まじめな批判に値いしないものだが、「中期経済政策(第一次試案)」の本質を再度明らかにするためにも、簡単に批判をくわえておきたいと思う。

最後に一言。われわれは科学的な批判ならどんな批判でも歓迎する。それが労働者階級解放への重要な一歩をなすと考えるからである。だが、このように商業紙ですら「出所不明」と皮肉っている「反批判」が、本当にまじめで科学的な態度といえるだろうか。最初からまけ犬のように、床の下に身を隠してものをいいう態度をおやになることをご注告申し上げます。

(編集部)

一、いっそう明瞭になった革命否定のなしくずし改革路線

まず『反批判』は、「中期経済政策が所有論を無視しているとの批判は歪曲にすぎない」という。すなわち、われわれが「『労働力の商品化の廃絶』は、生産手段の国有化、公有化なしに、『労働者自主管理』によってできるという考え方を筆者（主査大内力東京大学教授等）は、論理的な出发点としているが、これは民社党の綱領と事実上同じ考えである」（『社会通信』第一二号、三頁）と述べたのにたいして、これは「歪曲」であり、「悪意ある中傷」だというのである。

これはまったく驚いた。「労働力の商品化の廃絶は生産手段の国有化、公有化なしに……できる」と述べたのが「歪曲」ならば、筆者らは生産手段の国有化、公有化なしにはできない、と主張しているのだろうか。それならばわれわれの主張と別に変わりはない。われわれは、まさに労働者階級による国家権力の掌握と独占資本の生産手段の国有化などによる「所有関係の革命的変革こそが、労働力の商品化を廃絶するための不可欠の前提条件」であることをくりかえし強調しているからだ。だが、ふたたび引用するのはやめるが、『中期経済政策』のどこを読んでも、それとはまったく正反対の主張が述べられている。現に、この『反批判』でも、つぎの二の項では、この「所有関係の革命的変革こそが……不可欠の前提条件」というわれわれの考えは「スターリンの誤まった考え方に無批判に追従したものであるに過ぎない」などと述べられているのだ。そればかりではない。この『中期経済政策』は、かれらのえがく「社会主義のヴィジョン」（すでに論証したようにこのヴィジョンは社会主義とは徹頭徹尾無縁である）へのなしくずし「接近」の「道程」に位置づけられている。権力奪取と所有関係の革命的変革なしに、いまからただちに「労働者自主管理」という名の経営参加を拡大していけば、労働力の商品化はなしくずし的に廃絶されていく。だから「この観点に立てば、生産手段の所有にしても、それは形式的にそれがだれに属しているのが問題なのではなく、だれがそれを管理し、運用するかが問題なのである」と『中期経済政策』は述べているのである。

これはどうみても「労働力の商品化の廃絶は生産手段の国有化、公有化なしに……できる」という主張ではないか。ところが「反批判」は、われわれは「所有権を無視」していないと弁解する。それならば「所有権」の問題は、このなしくずし変革の過程でいったいどうなるのか。思わず噴き出さざるをえないのは、党大会の論議のなかで大内教授が「労働者、農民の自主管理で所有権の発動をねむらせていく。これが社会主義に移行する唯一の道だ。民主的な方法に立った所有権解消の仕方だ」（朝日、三月一六日）と述べていることである。

なるほど、なるほど。「なしくずし革命論」という言葉は知っていたが、「ねむらせ移行論」などというものがあるとは知らなかった。あきればてたことには、同教授はおなじ発言のなかで「国有化論も後進国革命の際、事実上行われたが、マルクス主義の中に本来含まれていたわけではない」（同、朝日）と述べ、この「ねむらせ移行論」が「マルクス

主義……本来」の理論であるかのように主張している。地下のマルクスがこれを聞いたらさぞやびっくり仰天するにちがいない。

しかも、仕末が悪いのは、この『中期経済政策』が、『道』や『国民統一綱領』にも矛盾しないと思ひこんでいるらしいことである。『反批判』は、八の項で「党の綱領的文獻と矛盾するのは中期経済政策ではなくそれを『批判』する人たちの方である」と述べ、『道』の二八頁と『国民連合政府綱領』と日本社会党の任務『二九頁の文章を長々と引用している。だがこの引用文を読んでも、どこが『中期経済政策』と一致し、どこがわれわれの主張と「矛盾」するかがさっぱりしめされていない。それどころか、わざわざ引用した『道』の文章のなかにこそ、ほかならぬ「ねむらせ移行論」や「所有権の自動解消論」のようなしくずし接近論が、まさに「空想」にすぎないことをつぎのように明確に指摘してあるのだ。

「日本における社会主義の道は、同時に平和革命の道であることをわれわれは確認する。そして平和革命の道は後に詳述するように『望ましい』という理由だけで選択したのではない。客観的にその条件が存在するが故に、それを積極的に遂行するのである。もとより、われわれは『民主社会主義者』のように、改良や進歩を積み重ねていけば、やがて資本主義が自動的に社会主義に変わるであろうなどと空想しているのではない」(二七～二八頁)。

『反批判』は、われわれから「民社党の綱領と事実上同じ」といわれたことに腹を立てているが、このように『道』も同じく『中期経済政策』のような革命否定のなしくずし改革路線は、「民主社会主義者」＝民社党の立場であり、それは「空想」だと明確に指摘しているのである。よりもよって、自分たちの致命的誤りを衝いた箇所を誇らしげに引用し、みずからを正当化しようとしているのだから恐れ入ったものである。ようするに、この人たちは何もわかりになっていないようだ。その文章が何を意味しているのかもつかめないようでは、経済学やマルクス主義のイロハが理解できないのも無理はない。

また、『国民統一綱領』を引用してみずからを正当化しようとするのも、まるで見当ちがいである。『国民統一綱領』は、いうまでもなく国民連合政府の政策である。だが、この第一次試案はそもそも国民連合政府の政策としてつくられたものではなかったではないか。われわれがすでに指摘したように、それは自民党政府下でもなく、むしろ社会的に社会主義への「接近」をはかりうるといって「空想」にたった政策ではない。しかも、『国民統一綱領』が国有化を「必要最小限度に止め」、「民主的規制と誘導政策」をその主要な内容にしていることをもって、『中期経済政策』との一致点を見出したつもりかもしれないが、国民連合政府はいうまでもなく社会主義革命を直接に目的とした社会主義政権とは厳密に区別されている。それが現憲法の擁護という資本主義の枠内で成立させることをめざしている以上、国有化を「必要最小限度に止め」るのは当然である。『国民統一綱領』もまた、『中期経済政策』のようにけっしてなしくずし接近のなかに革命を解消していないからである。

二、生産手段の国有化は「スターリン的社会主义論」か？

つぎに『反批判』は、さきにふれたように、「所有関係の革命的変革こそが労働力の商品化を廃絶するための不可欠の前提条件となる。そのためにはまず、労働者階級は国家権力を掌握し、独占資本の生産手段を国有に転化しなければならない」というわれわれの主張は「スターリン的社会主义論」だという。これまた、何もおわかりになっていないことの何よりの証明である。まあ、マルクス、エンゲルスの主要著作のすべてとはいわない。『共産党宣言』だけでもよいからひとつ読んでみたまえ。中学生なみの読解力さえあれば、内容は理解できなくても、それが諸君のいう「スターリン的社会主义論」で充満していることくらいはわかるはずだ。

さらに『反批判』は、鬼の首でもとったようにソ連経済における商品・価値法則の存続を指摘し、得意気につきのように結論づけている。

「いずれにせよ、こうした商品経済と価値法則の存続を認め、したがって労働力商品化の根源を再生産しながら、『生産手段の社会的所有』をほこってみても無意味である。商品生産の存続のもとでの『生産手段の社会的所有の支配の確立』がそもそも一体何を意味するだろうか？」（『反批判』、二頁）。

あれほど懇切にいねいに説いたのに、まだ「生産手段の社会的所有の確立」が「一体何を意味するか」についてもおわかりになっていないらしい。もっとも、経済学のイロハもわかっていないくせに、うぬぼれだけは強い偉い先生方にくら説いても無駄かもしれぬが、これも社会党の基本路線にかかわる問題だから、もう一度説明するほかないだろう。

「生産手段の社会的所有」が確立したということは、資本主義の存立条件が根本から破壊されたことを意味する。もはや誰も工場、機械、土地等々の生産手段を私有財産に転化することはできないから、生産手段にたいする社会成員の関係が平等になったことを意味し、労働者もはや自分の労働力を生産手段の所有者に売りわたしたりする必要はなくなる。社会主義の諸企業が「分立性」をもっているとしても、もはやその企業や工場、機械等々の生産手段は売買の対象にはならないから、それは生産手段の私有制の上にたつ資本主義的企業とは根本的に異なる。ようするに、生産手段が全労働者の社会的所有に転化したことは、労働力が商品でなくなり、人間による人間の搾取が不可能になったことを意味する。

もちろん、「生産手段の社会的所有」と「全社会の勘定で営まれる」計画性の確立は、すべての商品関係の即時廃棄をもたらすものではない。社会主義諸国の歴史的経験がしめしているように、社会主義計画経済の多くの要素が、商品・貨幣関係の存続によって条件づけられる形態をとっていることは、誰も否定してはいない。しかし、問題は、「生産手段の社会的所有の確立」の「意味」すらわからないで、社会主義社会における商品・価値法則の存続を論ずれば、どういう根本的な誤りに陥るかは、『反批判』が「こうした商品経済と価値法則の存続を認め、したがって労働力商品化の根源を再生産しながら、『生

産手段の社会的所有』をほこつてみても無意味である」などと馬鹿げたことを述べているのを見てあきらかである。もしほんとうに、社会主義諸国でも労働力の商品化が廃絶されず、それが「再生産」されているのなら、どうして現実に失業や恐慌などが除去されたのか。だからわれわれは、すでに本誌第二二号で「ペテンとすりかえもここまでくるとあいた口がふさがらない。もしほんとうに資本家のかわりに『テクノクラート』があらわれただけのことならば、どうして失業や恐慌やインフレーションが除去されたのか。いったい、この『テクノクラート』という名の新たな資本家は、国有企業のなかで具体的にどういうかたちで労働力の搾取をおこない価値増殖をおこなっているのか。また、この『テクノクラート』はどれくらい資本家的私的所得を得ているのか。いやしくも経済学者がこういう断定をするからには、ちゃんとした経済学的根拠があるはずである。ぜひとも誰にも納得できる経済学的説明を聞かせてもらおうではないか」（一二頁）と問うたのである。こういう基本的質問にもたえないような「反批判」は、「反批判」というにあたいせず、それ自体が「ペテンとすりかえ」でしかない。

われわれは、ここでもう一つ質問をつけ加えよう。周知のように大内力氏や新田俊三氏らが依拠されている宇野理論は、その恐慌Ⅱ失業論を「労働力商品の再生産の機構」を基礎に試みてきた。その内容は長くなるので省略するが（ぜひこの質問とあわせてその恐慌論も説明してもらいたいものだ）、それによれば、まさに「労働力商品の再生産の機構」が除去されていない「現代社会主義」国においても、恐慌Ⅱ失業といった不安定要因の除去」に成功していることは事実として認めざるをえない。そこで、なぜ労働力商品が廃絶されず、それが「再生産」されているのに、恐慌Ⅱ失業だけは廃絶されたのか。その恐慌論との関連においても、ぜひこの点のきちんとした説明を聞かせてもらいたいものだ。

ついでに、一項との関連においても一つ。「自主管理で所有権の発動をねむらせ」ることができるとは、ブルジョア独裁の国家権力の発動も「ねむらせ」ることができるのか。つまり、「自主管理」と権力移行との関連は？

三、社会主義的生産の勝利の意味はなにか？

それはさておき、さきに述べたように、たしかに社会主義のもとでの商品関係の存続と価値法則の一定の作用を否定するものは誰もいない。しかしそれを認めることは、社会主義的生産の直接的な計画的発展の法則を否定することではまったくない。すでに述べたように社会主義的生産の勝利は、社会全体の無政府的な商品組織にたいする、社会全体の規模での計画的組織の勝利を意味するからである。生産手段が全社会の共有財産に転化したことは、くりかえし述べるように、社会的生産手段と働き手との直接社会的な結合関係が樹立され、労働力の商品化の前提条件が破壊され、人間による人間の搾取が不可能になったことを意味する。労働にたいする報酬は、賃金という商品関係の外見をとってはいるが、もはや労働力商品の価値法則に規定されず、社会主義計画経済の基本的法則と労働

働に応じた分配の法則に規定されている。このことを否定すれば、社会主義的生産も、資本主義的生産と同じく、労働力の搾取による価値増殖の過程ととらえなければならなくなり、なぜ失業や貧困、恐慌などが除去されたかを説明することができない。

すなわち、商品関係は、社会主義的生産関係の全体系にとって、けっして規定的な関係ではない。したがって、交換比率の法則としての価値法則が、もはや資本主義におけるように、社会的総労働の配分を盲目的に規制し、生産を規制する決定的な要因としてはあられない。つまり、単一の計画にしたがって営まれる社会主義経済は、社会の全成員の福祉向上と社会発展の見地からみて、生産手段の配分を計画的に決定し、もっとも重要な使用価値の生産規模を決定する。この点では価値法則の盲目的支配と商品物神性の基礎は完全に破壊されている。

すでに述べたように、国家の計画で建設される企業は、社会的所有物であって、当然売買の対象にはならない。しかし、諸企業が再生産の過程で自分の生産フォンドを回復する具体的形態は、補償方式でなされる。生産物の運動も、すべて商品関係に特徴的な補償関係によって媒介されている。さらに社会主義社会の成員も、賃金、奨学金、年金等々を貨幣形態でうけとり、生活に必要な物資を購入している。ここに交換の比率が一定の範囲内で生産に影響をおよぼす実在的な関係がうまれる。そのかぎりでは、価値法則は一定の範囲内で現実的に作用している。しかしこの関係は、社会主義的生産関係の全体系にとって、従属的な関係をしめるにすぎない。価値法則の作用の度合がもっとも大きく、需要と供給による価格の変動が、かなり明瞭なかたちで生産に影響をおよぼしているようなコルホーズ市場でさえも、社会主義的計画経済の規制作用のもとにおかれていることを否定することはできない。

したがって、社会主義社会における商品関係は、計画的に組織された社会的生産関係の体系内に包摂され、つねに従属的な役割をはたしている。それは一定の範囲内で生産を規制する要因として作用しているが、社会主義的生産の基本的な発展方向に影響をあたえることはできないどころか、その体系内における経済的刺激の自動要因として意識的、計画的に利用され、逆に社会主義的計画経済の発展に奉仕させられている。

いずれにせよ、『反批判』のように、商品関係と価値法則の存続を根拠に「労働力商品化の根源」が「再生産」されていると主張するのは、とんでもない誤りであり、徹頭徹尾「ベテンとすりかえ」でしかない。また、「ソビエト経済における商品・価値法則の存続の根拠」として、①所有説、②労働説、③分立性説等々の見解があることを紹介し、ちよっぴり学のあるところをひけらかしているが、どの説によっても、『中期経済政策』のように、社会主義のもとでも賃労働と搾取が廃止されないという珍妙な説がみあたらないのはまことにお気の毒というほかない。

(つづく)